

1. 件名

NEDO プロジェクトにおけるスタートアップ企業のアウトカム指標の調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）では、2004年度からNEDOプロジェクト終了後における研究開発成果の活用状況、売上げ及びマネジメント等に関して追跡調査を実施している。追跡調査はプロジェクト終了後、約5年間にわたる研究開発成果の動向把握であるため、プロジェクト終了後6年以上経過した後に製品やプロセスとなり広く社会に活用されている研究開発成果の状況については、十分に把握できていなかった。そのため、NEDOでは2009年度から、NEDOプロジェクトから生み出された研究開発成果がコア技術として活用された製品・プロセス等を「NEDOインサイド製品」と定義して、該当製品の抽出並びに抽出されたNEDOインサイド製品に対する上市以降の売上実績、将来の売上予測、社会的便益（CO2排出量削減効果、一次エネルギー削減効果等）及び波及効果等の試算を行ってきた。また、2021年度においては、社会便益性の視点を重視したアウトカムの再定義とその指標化についての調査を行い、NEDO技術戦略研究センターが提唱している「イノベーションの先に目指すべき『豊かな未来』」を参考にしたアウトカム指標を適用できるかについて検証している。

NEDO事業における実施者（委託・助成先）は、大企業と中小・スタートアップ企業に大別できるが、本調査では、シード / アーリーの成長期にある企業をスタートアップ企業と定義し、主たる対象とする。NEDOでは「研究開発型ベンチャー企業等の振興」を第4期中長期目標期間に取り組む3つの「柱」の一つとしており、前述のスタートアップ企業はその特色を生かし、大企業からの再委託や共同実施等により大企業のアウトプットに貢献するほか、独自に環境や社会に望ましい影響を与え、大企業とは異なる重要な役割を果たしている。

過去の調査からも、大規模プロジェクトに主眼を置いた捉え方とは異なるスタートアップ企業独自の特徴を見いだす取組を実施してきたが、大企業主体のアウトカムを評価する既存の指標は、必ずしもスタートアップ企業へそのまま適用可能かどうかの見極めができていないと考えられ、前述の2021年度調査に加え、更なる深掘りも必要と考えている。なぜなら、Well-beingについても、大企業で望まれるワーク・ライフ・バランスは、スタートアップ企業には当てはまらない可能性があるからである。

そこで本調査では、以上の課題を踏まえ、企業価値を評価する指標（非財務情報などの可視化を含め）が明確ではないスタートアップ企業の役割に特化し、どのようなアウトカムを生み出しているかを概念整理から始め、NEDOプロジェクトにおけるアウトカム評価へ適用可能な新たな指標を検討し、アウトカム評価に活用できる指針を見いだすことを目的とする。

3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目を実施する。なお、実施にあたっては、NEDO との密接な連携の下で行うものとする。

（1）幅広い視野からのアウトカム指標候補の選定

スタートアップ企業による NEDO プロジェクトのアウトカム評価を将来にわたって利用することを前提に、より広い視野からアウトカム指標の候補を収集する。具体的には、公開文書(学術論文等)を幅広くサーチして、スタートアップ企業の価値を表すアウトカム指標となり得る候補を少なくとも 10 件以上選定し、現状を段階的に選りすぐるところからアプローチする。

(2) 投資家を含む社会からの期待を念頭にしたアウトカム指標の抽出

「社会から期待されるアウトカム」＝「アウトカム評価で用いるべき指標」という前提に立ち、アウトカム指標を抽出する。どのようなアウトカムを出せばスタートアップ企業は社会から評価されるのか、この点を明らかにすることを念頭に、本調査ではスタートアップ企業の公開文書(WRB サイト情報、目論見書等)で得られる情報をもとに、企業価値をもたらす指標を少なくとも 10 件以上抽出する(例えば、ESG 指標等)。

また、抽出にあたっての参考として、どのようなアウトカムに注目してファンドが投資しているのか、また企業価値はどのように高まるか等の情報を文献等により調査する。

(3) 抽出したアウトカム指標の検証

(1) (2) で抽出したアウトカム指標の妥当性をスタートアップ企業の実施者、及びそのユーザーへのインタビュー等を用いて検証する。その際には、学識経験者を含む複数名の外部有識者や専門家を対象とし、調査結果全般に渡る意見として参考にすること。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2023 年 3 月 10 日まで

5. 報告書

提出期限：2023 年 3 月 10 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

7. その他

(1) 調査の進捗状況は、NEDOの求めに応じて随時報告する(2回/月程度)とともに、必要に応じて外部有識者の意見を聴取し調査に反映させること。またNEDOの求めに応じて、NEDOが設置する委員会等で説明等を行い、委員の意見等を調査に反映させること。

(2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。